

独立行政法人、国立大学法人等の科学技術関係活動（平成17事業年度）に関する所見について

平成18年10月27日

総合科学技術会議有識者議員

科学技術創造立国の実現に向け、我が国の独立行政法人、国立大学法人等は、優れた人材の育成や創造的・先端的な研究開発の推進等極めて重要な役割を担っている。一方、個々の法人の活動の財源をみると国からの渡しきりの運営費交付金が大部分を占めており、予算編成段階ではその用途の内容や業務、配分額を把握するには限界がある。このため昨年度より総合科学技術会議において、独立行政法人、国立大学法人等の科学技術関係活動の状況をアウトプットを中心に各種指標等を活用しつつ把握、分析、公表している。

今年度は、昨年度の把握・所見とりまとめの基本的な考え方を踏襲しつつ、昨年度に課題として指摘した事項や本年3月に策定された第3期科学技術基本計画を踏まえ指標の追加を行い、関係府省や各法人の協力を得て調査を実施し、内閣府（科学技術政策担当）において「独立行政法人の科学技術関係活動に関する調査結果（平成17事業年度）」、「国立大学法人等の科学技術関係活動に関する調査結果（平成17事業年度）」をとりまとめた。

本調査結果について、総合科学技術会議有識者議員において議論を行い、進展が見られる事項、今後取組を充実すべきと考えられる事項についての所見を以下の通りとりまとめた。特に、今後取組を充実すべきと考えられる事項については、総合科学技術会議において、一部の共通的課題については現在実施している制度的課題の検討の中で取り上げるとともに、今後とも各法人の取組状況をフォローアップしていく。

このような調査は、継続的に行うことが重要であることから、来年度以降も多様なデータや特色ある事例の収集・分析、指標の改善に努めていく。

なお、各法人は、それぞれミッション、規模、分野等が異なっており、これらの法人を論文数や特許出願数などの特定の指標で一律に比較する際には個々の法人の特徴に配慮する必要があること、同様に研究者1人当たりなどの標準化したデータによる比較には限界があることなどに十分留意する必要がある。

1. 独立行政法人の科学技術関係活動に関する所見について

進展が見られる事項

独法化による環境の変化を活かした取組について

各法人とも、独法化による環境の変化を積極的に活かし、理事長裁量経費などを活用した予算の重点配分（38法人中34法人）、目的積立金の確保・

活用（38 法人中 11 法人）、機動的な組織編成等の取組（全法人）を行っている。

今後、各法人においては、他法人の先行的な取組事例なども参考にしつつ、研究開発活動のさらなる活性化に向けて取り組むべきである。

人材の育成、確保、活躍の促進について

2001 年度に設立した法人については、公募制による研究者の採用は 80% 以上の水準を維持し、任期付き研究者の在籍比率は、2001 年から 2005 年で 9.8%から 20.1%へと約 2 倍となり、女性研究者（7.5%から 8.8%へ）、外国人研究者（3.3%から 6.3%へ）の在籍比率も増加している。また、多くの法人において若手、女性、外国人、定年後研究者を支援する制度が整備されている。

さらに研究者の目標管理制度、業績ポイント制度等による個人評価制度が広く導入され、さらに評価結果を給与や昇進へ反映する取組が多くの法人で行われている。

配分機関型法人の成果の把握について

資金配分活動を行っている全ての法人において、研究資金の配分により創出された論文発表や特許出願・取得等の成果や技術移転等の活用状況を調査・把握する仕組みや体制、さらに調査・把握した成果や活用状況を公開・広報する仕組みや体制が整備されている。

若手研究者、外国人研究者に向けた配分プログラムについて

資金配分活動を行っている 9 法人のうち 5 法人が若手限定の配分プログラムを有している。また 5 法人が外国人研究者に向けて、募集要項や応募書類、審査時ヒアリング、成果報告を英語で対応することが可能なプログラムを有している。

今後、取組を充実すべきと考えられる事項

特許等の知的財産活動について

研究開発活動を行うほとんどの法人においては、発明の選別が不十分なままに特許出願をしている可能性が高く（36 法人合計で発明届出 2,661 件、国内特許出願 2,510 件）、特許所有件数は拡大するものの実施許諾に結びついているものは僅か（36 法人平均約 10%）である。また知的財産収入（約 11 億円）が、出願の費用を含む知的財産活動費（約 35 億円）を下回っている。

今後、各法人においては、研究開発法人の使命として研究成果の社会還元や産学官連携の重要性も踏まえつつ、知的財産戦略のみならず経営戦略の観点からも実態の継続的把握、要因の分析、研究成果の社会への貢献を的確に示す指標や手法の構築、必要に応じた対策を検討する必要がある。総合科学技術会議としては、今後、各法人による技術動向・市場動向の調査の充実のため、関係府省と連携し、特許情報の検索環境の整備等を検討する。

資金配分システムの改革について

資金配分活動を行っている法人間における連携については、研究テーマの重複や研究費の集中の排除の取組が開始されているが、評価結果の相互活用はほとんどの機関で未着手である。今後、研究費の効率的な配分や優れた研究成果の速やかな次のステップへの移行促進を通じた総体的な成果の向上の観点から、法人間においてこれまで以上にシームレスな連携を図り、イノベーション創出を実現していくことが求められる。

配分プログラム別に見た間接経費の配分状況については、一部のプログラムで、第3期基本計画の目標値30%を達成しているが、競争的資金の間接経費比率を平均すると約11%となっている。競争的資金については、引き続き第3期基本計画の目標値達成に向け、関係府省及び各法人の努力が必要である。

理解増進活動について

研究開発活動を行っている法人における理解増進活動は、一部の法人を除き、専任の職員の配置、事業予算ともに不十分である。各法人において自らの成果を広く発信していくなどの理解増進活動を重要な業務の一つととらえ、組織的な活動として積極的に取り組むことが重要であり、例えば、研究者数や研究費総額に対応して理解増進活動の専任職員数や事業予算の目標を設定しながら充実を図ることが必要である。こうした点を含め、理解増進活動の組織的な推進方策については、総合科学技術会議において、科学技術の振興・成果の還元に向けた制度的課題の一環として検討を実施する。

人事・財務運営上の課題について

独法化により、財務面・組織運営面の裁量は着実に拡大し柔軟で積極的な機関運営が進展してきている。一方、今回の調査において各法人からは、「運営費交付金の算定ルール」、「目的積立金に関わる経営努力認定基準」、「法人・大学間等での退職金の通算」等に関する問題点の指摘がなされている。

退職金の通算の指摘については、総合科学技術会議において科学技術の振興・成果の還元に向けた制度的課題の一環として、各法人における退職金前払制度の広範な導入についての検討を行っている。

関係府省においても、各法人のさらなる研究開発活動の推進や自律的な経営努力の促進に向けて、各法人の指摘等も参考としつつ適切な対応を行うことが期待される。

2. 国立大学法人等の科学技術関係活動に関する所見について

進展が見られる事項

法人化による環境の変化を活かした取組について

平成17年度は、国立大学等の法人化2年目に入り、各法人における工夫・改善により、全般的に、運営・経営体制の充実・強化が図られ、学長・機構長のリーダーシップの下での機動的・戦略的な法人運営・経営が定着しつ

つあり、それが科学技術関係活動にも反映していると考えられる。

例えば、各法人とも、法人化による環境の変化を積極的に活かし、学長・機構長裁量経費(91法人中91法人)、裁量定員・人件費(91法人中66法人)の確保とその成果の事後検証(91法人中54法人)による競争的環境の醸成、重点的な資源配分による若手人材の育成や分野横断的な研究等に取り組む一方、競争的資金や共同研究・受託研究費など外部資金の獲得と一般管理費などの経費削減に努めている。

また、産学官連携や地域社会への貢献などにも積極的に取り組んでいる。

大学共同利用機関法人においては、複数の機関が統合したメリットを活かし、従来の学問分野や組織の枠組みを越えた新たな取組も本格化し始めている。

したがって、これらに関しては、今後とも、他法人における取組例なども参考にしつつ、特色ある取組を進め、教育・研究活動の活性化に努めることが望ましい。

今後、取組を充実すべきと考えられる事項

人材流動化、若手・女性・外国人教員の活躍促進について

第3期科学技術基本計画では、「個々の人材が生きる環境の形成」を科学技術システム改革の重要な柱に掲げているが、任期制の拡大(2001年から2004年で約4倍)など人材流動化、若手・女性・外国人教員の登用などについては、多くの法人で多様な取組が行われるなど進展が見られるものの、法人間や分野間での取組状況にはなお差があり、総じて言えば十分には拡大していない。

例えば、第3期科学技術基本計画では、女性研究者の採用目標を自然科学全体で25%と明示しているが、平成16年度の国立大学採用教員に占める女性の割合は16.5%であり、基本計画における目標と比べると下回っている。

したがって、今後、各大学等の特色や実情等を踏まえつつ、数値目標や計画の策定を含め、更なる自主的な取組が求められる。

研究費、研究活動や成果等の情報発信について

研究活動の推進に当たっては大学を運営するために必要な共通経費が重要であるが、文部科学省が、今年初めて実施したサンプル調査によれば、学部等に配分された教育研究経費の大部分が研究室使用分を含む基盤的な共通経費として使用されているという大学内部での配分状況の一端が明らかになった。今後とも、決算等のほか、情報公開など様々な方策により、国民に分かりやすく説明していく努力が必要である。

また、研究活動の内容、成果等の公開を中心に、社会・国民に支持される科学技術を常に意識し、説明責任の遂行と情報発信の強化に一層積極的に取り組むべきである。

老朽施設の解消対策について

「国立大学等施設緊急整備5か年計画」(平成13年度~17年度)に基づき、老朽・狭隘解消に取り組んできたものの、経年等により老朽施設の割合は増加しており、老朽対策を一層推進する必要がある。